

幼稚園(認定こども園)の預かり保育事業の無償化について

羽島市子育て・健幸課

幼稚園(認定こども園)を1号認定を受けて利用しているお子さんの預かり保育料を無償にするためには、保護者が下記のいずれかの保育を必要とする事由に該当し、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります(毎年認定が必要です)。

保育の必要性がわかる書類のうち、該当する書類を申請書に添付してご提出ください。

◆無償化の対象となるお子さん◆

クラス年齢	無償化となるための要件
3歳児～5歳児	保育を必要とする事由がある
満3歳児	保育を必要とする事由があり、 <u>市民税非課税世帯</u> である

◆上限額◆

月額11,300円または1日450円×利用日数のいずれか低い方の額

※満3歳児は月額16,300円が上限

保育を必要とする事由

保育を必要とする理由	具体的な要件(下記を満たしている必要があります)
① 就労	居宅内外で労働している(月64時間以上)
② 妊娠・出産	出産予定日の6週間前の月初から出産日の8週間後の月末まで
③ 疾病・障害等	保護者が病気、負傷または心身に障害がある
④ 看護・介護	保護者が同居する親族の介護や看護をする必要がある
⑤ 求職活動	保護者が求職活動中(保護者一人に対し最大3ヶ月を限度とする)
⑥ 就学	学校又は職業訓練校に在学中
⑦ 災害復旧	保護者が震災等の災害の復旧にあたっている
⑧ その他	上記に類する状態にあると市長が認めるとき

保育の必要性がわかる書類

※下記書類は、保護者一人につき1枚必要です。

保育を必要とする理由	必要な添付書類
① 就労	就労証明書(保護者一人につき1枚)
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙及び出産(予定)日が分かるページ)
③ 疾病・障害等	身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳等の写し 疾病(病気、けが等)の場合は医師の証明(診断書等)
④ 看護・介護	看護・介護をされる方の障害者手帳または介護保険証の写し 上記書類がない場合は医師の証明(診断書等)
⑤ 求職活動	ハローワークの登録証の写し(登録がある場合)
⑥ 就学	在学証明書及び時間割表等
⑦ 災害復旧	保育の必要性がわかる書類
⑧ その他	

(裏面もご確認ください)

申請に必要な書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届(新2号・新3号認定用)
- ②保育の必要性がわかる書類(表面参照)

認定内容に変更が生じた場合

今後、認定内容等に変更が生じたとき(保護者やお子さんの氏名、住所等の変更、保育の必要性の事由の変更、市外への転出、退園など)は、「施設等利用給付認定変更申請(届出)書」の提出が必要となります。

内容に変更が生じたときは、市または園にお尋ねください。

申請期限について

年度途中から預かり保育を利用する場合や認定内容の変更申請を行う場合は、利用を希望する月の前月20日ごろまでに市または園に必要書類を添付して申請書をご提出ください。

認定は、原則として毎月1日付けで行います。

申請期限を過ぎてご提出されますと、利用開始日からの無償化認定ができない場合がありますので、申請期限に間に合わないときは必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先

羽島市健幸福祉部 子育て・健幸課 幼保支援係(1階 30番窓口)
電話 058-392-1111(内線2523)